

いなP A Y食料品支援事業 参加店運用マニュアル

【お問合せ先】

いなPAY商品券コールセンター

TEL：0120-890-090（9:00～19:00）

※土日・祝日含む

1. スターターキット（配布物）

いなP A Y食料品支援事業に関する封入物のご確認をお願い致します。

①参加店運用マニュアル
本紙

②店舗掲示ポスター
「いなP A Y食料品参加店」のポスターと共に、店頭に掲示をお願いします。

③「食料品支援チケット」（紙商品券）見本ポスター

④「食料品支援チケット」（紙商品券）

※令和8年いなPAY商品券事業に関する封入物を同時にお送りしております。

※店頭QRコードについては、いなPAY商品券と同じQRコードが使用できます。

【概要】

スーパー等の飲食料品取扱店舗のみで、飲食料品（酒類を除く）が使える商品券を1人あたり4,000円分を発行します。

【利用期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年11月30日（月）

【券種】

① 「いなPAY食料品支援ポイント」（電子商品券）

「いなPAYアプリ」でポイントをチャージした方が、いなPAY商品券と同じ店頭のQRコードを読み取って使用します。

② 「食料品支援チケット」（紙商品券）

「いなPAY」アプリでポイントをチャージしなかった方へ、500円券×8枚の紙商品券が配布され、一般的な金券と同様に使用します。

2. いなPAY食料品支援ポイントの取り扱い（電子商品券）

店頭で設置したQRコードを利用者様が読み込むことでお支払いいただきます。
お支払いは1円単位でご利用いただけます。

STEP① 読み取り

いなPAYアプリにて、**食料品支援ポイント**をお選びいただき、店舗様が設置したQRコードPOPを読み込んでいただく

STEP② 金額入力

利用者様のスマートフォンにて支払額を入力いただきます

STEP③ 金額確認

利用者様のスマートフォンにて支払額を店舗様と利用者様で金額を確認する

STEP④ 支払完了

利用者様に「支払う」ボタンを押していただき、「支払い完了」画面を確認する



※この時点では
支払いは完了していません。



※金額に間違いがなければ
「支払う」をタップ



※支払うボタンを押すと
決済音が鳴り、支払い完了画面へ
遷移します。

※決済音に関しては、利用者様の
端末設定により聞こえない場合
がある為、必ず支払い完了の画面
確認をお願いします。

会計時の流れ

①お会計(支払額の提示)

②お客様（利用者）が食料品支援チケット利用の意思表示

- ・ 利用対象外の商品購入はお断りください。
- ・ お釣りが出せないことをお伝えください。

③食料品支援チケットをお預かりください

※偽造と判別できた場合には、速やかに警察、及びコールセンターへご連絡ください。

食料品支援チケット見本 表面



※画像はイメージです

3. 店舗管理画面について

参加店舗様にご利用いただく専用の「店舗管理画面」をご用意します。

店舗管理画面機能一覧

- ✓ 店舗登録情報の確認・編集
- ✓ 決済通知の設定
- ✓ 利用者様との取引実績の確認(データの出力も可能)
- ✓ 利用者様との取引実績の取消
- ✓ 売上・精算状況の確認
- ✓ QRコードの印刷



店舗管理画面の詳細につきましては、
「令和8年いなPAY商品券参加店運用マニュアル」をご確認ください。

店舗管理画面
(アプリ版)



店舗管理画面
(ブラウザ版)



参加店運用
マニュアル



締日、振込日について

換金条件

売上金額が **1円以上の場合、自動精算し振込**を行います。

店舗側に事務処理や換金申請は不要で、PC等のIT機器が無くても換金可能です。

毎月15日・月末締めで、原則、締め日から10日以内に振込を行います。

15日締め・・・当月の25日までに振込

月末締め・・・翌月の10日までに振込

振込先はどの金融機関の口座でも可能です

※換金手数料、振込手数料のご負担はありません

※「令和8年いなPAY商品券」など「いなPAY」を使用した商品券事業で精算があった場合、換金代金はまとめて振り込みを実施いたします。

※食料品チケット（紙商品券）については、別途お振込みします。



締日、振込日について

【換金条件】

- ・食料品支援チケットは、1枚からを受付を行います。
 - ・食料品支援チケットの換金は月1回です。
 - ・使用済みの紙商品券の枚数を確認していただき、換金集計用紙に記載のうえ、稲沢商工会議所へお持ち込み、または郵送してください。
- ※郵送料については店舗様負担になりますのでご了承ください。

稲沢商工会議所への持ち込み・・・持ち込みされた日の翌月25日までに振込（月1回）

稲沢商工会議所への郵送・・・商工会議所への到着日の翌月25日までに振込（月1回）

換金期限：令和8年12月25日（金）までに稲沢商工会議所へ到着分まで

振込先はどの金融機関の口座でも可能です

※換金手数料、振込手数料のご負担はありません

「食料品支援チケット」のお振込みは、「食料品支援ポイント」等の「いなPAY」を使用した商品券事業とは別に行います。

おねがい

「いなP A Y食料品支援ポイント」及び「食料品チケット」は、「いなPAY商品券」、現金等の決済との併用もできます。取扱店舗の皆さまにはこれらの取扱いについてご協力をお願いいたします。なお、**1円単位での利用や決済手段の併用が難しい場合は、その旨を利用者が分かるように掲示していただく**など、ご配慮くださいますようお願いいたします。

注意事項

◆**本事業で利用可能な商品は、飲食料品（酒類は除く）に限ります。**

◎ 使えるもの

お米、野菜、肉、魚、パン、お弁当など、酒類を除く飲食料品。

× 使えないもの

酒類・日用品・雑貨など飲食料品以外の商品

※店内の飲食での利用は、使えません。ただし、テイクアウトされる飲食料品に限り使用できます。

※1回の会計で飲食料品と飲食料品以外が混在する場合は、飲食料品分を本事業の商品券で決済し、飲食料品以外分を「いなP A Y商品券」や現金等での決済とするなどによりご対応ください。

ただし、商品数・会計額がともに8割を超えるなど、大半を飲食料品が占める場合には、利用者の利便性向上のため、合算しての利用も可能とします。